広報 こしがや
（定価一部　二円）
編集と発行
埼玉県
越谷市役所
電話越谷（6）3111番

越谷市の人口

男	27,220人
女	27,481人
計	5,4701人
世帯	10,624

第2次5カ年実施計画（案）できる

新市建設計画の第一次実施計画について、第二次の五カ年実施計画は市企画室において策定中でありましたがようやくできあがり、いま埼玉県知事と事前協議を進めております。本計画はすでに市長の諮問機関である新市建設促進審議会にもはかり了解ずみであるが、知事との協議ができ次第改めて新市建設促進審議会にもはかったうえ三月定例市議会に上程する手はずです。三月定例市議会に議決されますと本計画書を作成し、計画の初年度の四月十日までに知事に提出し、知事の意見を付して自治大臣に提出されるわけです。

38年から向う五カ年 総事業費十六億円

第二次実施計画は、この第一次五カ年実施計画に続く実施計画として昭和三十八年から昭和四十二年にいたる五カ年を年度別に策定しました。第二次実施計画の策定にあたっては次のような方針であたりました。

実効性のある計画

❶基本計画を市の実状に照らし、過去五カ年の実施状況および成果をよくみる。
❷市全域をよくながめ他の団体とのつながりをみながら、その能力に見合う事業を重点的に行なわれる計画としその資金計画においても財源の適確な補そくにつとめるとともに補助金、起債、融資などが見積過大とならないようにする。
❸市議会の議決を得ている予算外義務負担、陳情、請願などの事業は計画におりこみ、市民の与論調査も勘案し市の行財政が計画実施上に適確に実現するようにする。
❹市の懸案となっている、国や県補そくしたかを概略説明してみましょう。
などが行なう事業については、具体的に列記し要望する。
❺本計画は年度経過毎に実績を検討し、必要に応じて年度別計画に修正を加える。

以上の五つの方針で策定を進めた結果、五カ年間の総事業費は十六億七百七十九万六千円という大きな金額となりました。それではこの大きな財源はどのようにするかを概略説明してみましょう。

春の火災予防運動
2月28日～3月13日

防火相談所をひらく

春の火災予防運動は二月二十八日から三月十三日まで実施されます。越谷消防署では運動期間中「消防相談所の開設」「予防査察」など次の通り実施することになりましたので、防火のことはお気軽にご相談ください。

○…消防相談所の開設
①各会社、工場、事業所、一般家庭などの消防設備の相談
②石油器具、プロパン、ガス器具その他火を使用する器具の取り扱いや使い方の相談
③消火器の選び方、使い方

また会社、工場、公共建物、映画館などの防火対象物の予防査察を実施します。

○…そのほか消防団では機械器具の点検、区域内の消火栓と防火水そうの調査、一般家庭の火の元の予防査察を実施します。

収入

市税の伸びを一八%みる
起債、補助金などは査定基準に

市民福祉のための事業は沢山ありそれを全部やりたいのですが、市のお台所も一家の経済と同様限度があ[ります]ので、市の財源に見合う事業を沢山の事業から重点的にとりあげて計画してゆかねば赤字になってしまいます。そこでつとめて財源を見出しより多くの市民のための仕事をしてゆくわけですが、その財源の大半をしめるものは直接市民皆さんにつながる市税となってきます。その市税もすでにお知らせした通り市税中の市民税個人分において、昭和三十八年度には地方税改正による標準税率改正ならびに所得割課税方式を県下各市同歩調の本文方式に改めたことなどにより税額において相当額へることになりました。このように常に法にもとずく市民の税軽減をみたうえ、税収の把握につとめておるわけです。したがって三十八年から四十二年にいたる市税の伸びについても前言の税制改正や過去の市税収入実績、今後の人口増、市民の所得などを想定勘案しさらに市民の納税意欲も期待して年度別に算定しました。次に年度別に市税の伸をみてみましょう。

○昭和三十八年度
前年度比（三十七年）総額で一一%の伸びの二億一千九百二十二万六千円を見込む。（調定額に対して現年、過年あわせて九八・四%滞納繰越三四・九%の徴収率）
○昭和三十九年度
前年度比（三十八年）総額で一八%の伸びの二億六千四万六千円を見込む（調定額に対して現年、過年あわせて九八・四%、滞納繰越四七・八%の徴収率）
○昭和四十年度
前年度比（三十九年）総額で前年同率の伸びの三億七百四十九万五千円を見込む（調定額に対して現年過年あわせて九八・四%、滞納繰越四九・九%の徴収率）
○昭和四十一年度
前年度比（四十年）総額で前年同率の伸びの三億六千三百十六万九千円を見込む（調定額に対して現年、過年あわせて九八・四%、滞納繰越四九・九%の徴収率）
○昭和四十二年度
前年度比（四十一年）総額で前年同率の伸びの四億二千八百六十三万五千円を見込む（調定額に対しての徴収率は前年に同じ、ただし滞納繰越は六〇%）

以上のように市税の伸びは、昭和三十八年を除いては各年度とも一八%の伸びを見込みました。したがって計画初年度の市税収入に対し最終年度の市税収入は倍になります。

その他の収入を（市税除く）五年間で六億三千万円

市税収入のほかに国や、県からくるお金、それに市民皆さんがお使いになる住民票、戸籍抄本、その他諸証明など交付する場合あるいは市の施設を利用、使用する場合など市がいただく使用料および手数料、それに土地改良区徴収費や市の不用品売払、電話料児童福祉法による負担金、国民年金関係などの雑収入等々経常的に入ってくるお金が五年間で六億三千万円見込みました。次に年度別に市税を除く経常的収入をみてみましょう。

○昭和三十八年度＝一億一千六百二十万六千円（内訳、地方交付税六千七百万円、使用料手数料八百四十五万円、国と県からくるお金三千四百二十五万六千円、雑収入六百五十万円）
○昭和三十九年度＝一億二千四百二十二万六千円（内訳、地方交付税六千七百万円、使用料手数料八百九十八万五千円、国、県からくるお金三千九百八万七千円、雑収七百十五万円）
○昭和四十年度＝一億二千五百十四万四千円（内訳、地方交付税一、産業関係（前年同様事業）
主な事業　単位万円
1、産業関係（前年同様の事業それに北越谷区画整理地内の公園整備）八六一
2、土木部関係（前年同様事業）二五五四
3、教育部関係
(イ)小学校施設整備（増林小桜井小、新方小各プール、出羽小、蒲生小、荻島小各給食室大袋小危険校舎）二九八六
(ロ)中学校施設整備（西中特別教室、中央中土地買収）一九八七
4、厚生関係（大相模保育所、公衆便所五カ所、組合立屎尿処理）一〇八八
5、総務関係（市役所庁舎）五〇〇

南中の増築

○昭和四十一年度事業費＝三億三千四百六十七万円（内市負担一億四千三百六十四万円）
主な事業　単位万市
1、産業関係（前年と同様の事業）六七五
2、土木関係（前年と同様の事業）二一〇六一
3、教育関係
(イ)小学校施設整備（出羽小校舎改築、大相模小プール、増林小給食室、仮称越小分校土地買収）四五三八
(ロ)中学校施設整備（南中増築一〇八〇
4、厚生関係（越ケ谷保育所、組合立屎尿処理施設）一〇三三
5、総務関係（市役所庁舎）五〇〇

支出

五カ年で支出を十六億八千万円

○昭和三十八年度＝二億四千百八十四万円
○昭和三十九年度＝二億八千百九十九万八千円
○昭和四十年度＝三億一千五百五十七万二千円
○昭和四十一年度＝三億五千三百六十五万四千円
○昭和四十二年度＝三億九千四百二十四万二千円

収入から支出を差引くと、今度新らしく計画する五カ年実施計画の事業費にふりむけられる市財源がでてくるわけです。それでは年度毎に収入から支出を差引いた財源を計算してみましょう。

○昭和三十八年度＝九千三百五十九万二千円
○昭和三十九年度＝一億二百二十七万円
○昭和四十年度＝一億一千七百七十六万七千円
○昭和四十一年度＝一億四千三百六十三万九千円
○昭和四十二年度＝一億六千七百十一万六千円

以上合計すると六億三千四百八十八万四千円となり、これが市財源として新しい事業にふりむけられる金額になるわけです。

39年に福祉会館建設 下水道事業にも着手

東中体育館もつくる

○昭和三十九年度事業費＝三億一千三百三十一万円（内市負担一億二百二十七万円）
主な事業　単位万円
1、産業関係（前年同様事業）八四一
2、土木関係（市道、橋梁、舗装越谷駅前線、宅地造成「北越谷と東小林地区の東越谷地区五七ヘクタールをはじめる」下水道施設「市街地を対象にことから十カ年計画ではじめる」など）一三〇一五
3、教育関係
(イ)小学校施設整備（出羽小プール、新方、大相模の各小の給食室、増林新方小の土盛など）八七七
(ロ)中学校施設整備（南中特別教室東中体育館、中央中土地買収）四〇五八
4、厚生関係（上水道拡張、福祉会館）一一四五〇
5、総務関係（裁判所敷地買収、消防分署）一〇九〇

市役所建設を二カ年で 西中特別教室つくる

○昭和四十年度事業費＝三億七千四百六十七万円（内市負担一億一千七百七十七万円）
主な事業　単位万円
1、産業関係（前年同様の事業それに北越谷区画整理地内の公園整備）八六一
2、土木部関係（前年同様事業）二五五四
3、教育部関係
(イ)小学校施設整備（増林小桜井小、新方小各プール、出羽小、蒲生小、荻島小各給食室大袋小危険校舎）二九八六
(ロ)中学校施設整備（西中特別教室、中央中土地買収）一九八七
4、厚生関係（大相模保育所、公衆便所五カ所、組合立屎尿処理）一〇八八
5、総務関係（市役所庁舎）五〇〇

中央中体育館つくる 大沢小校舎増築も

○昭和四十二年度事業費＝三億四千七百七十二万円（内市負担一億六千七百六十二万円）
主な事業　単位万円
1、産業関係（前年と同様）六七五
2、土木関係（前年と同様それに越谷駅裏線）二三〇九一
3、教育関係
(イ)小学校施設整備（大沢小校舎増築、蒲生小増築、新方小移築、越ケ谷小給食室、仮称第二越小土地買収）八〇九六
(ロ)中学校施設整備（中央中体育館）二一六〇
4、厚生関係（市立病院改築、バキュームポンプカー購入）七五〇
5、総務関係　なし

以上で総事業費が五カ年間で十六億七百七十九万六千円となります。

小学校プール給食室は全校に
東越谷地区を区画整理

経常的にみた収入、支出によってうみだされた市の財源に、さらに今後行なわれる建設事業に対し認められる起債、補助金など地方債査定基準にもとづいて算定した額並びに分担金、寄付金などもあわせた財源をもとにして各課所から要求された諸事業費を財源とあわせつつ調整したのが新市建設第二次実施計画として策定されたものです。次に年度別におもな事業と建設費用を列記してみましょう。

○昭和三十八年事業費＝二億三千七百万円（内市負担九千四百万円）
主な事業　単位万円
1、産業関係（市道、橋梁、舗装越谷駅前線、宅地造成「北越谷と東小林地区の東越谷地区五七ヘクタールをはじめる」下水道施設「市街地を対象にことから十カ年計画ではじめる」など）一三〇一五
2、土木関係（市道改良、橋梁架替、市道舗装、市道側溝整備、越谷駅前線整備屋宅地造成（北越谷継続）など）九九五一
3、教育関係
(イ)小学校施設整備（越ケ谷小学校三階分、大沢、荻小西プール、新方小土地買収など）一八五
(ロ)中学校施設整備（西中学校土地買収同校舎建設、北中、西中、中央中土盛など）三一二五
4、厚生関係（上水道拡張、市営火葬場など）七一〇〇
5、総務関係（裁判所敷地買収）八五五

国・県、公営企業体に対する要望事項11件

当市の懸案となっている、国、県、公営企業体などが実施主体となって行なう事業に対し次の十一件を要望することになりました。

○県の行なう事業
1　元荒川改修促進について
2　県道の舗装促進について（越谷―浦和、越谷―吉川、越谷―鳩谷、越谷―岩槻の各線）
3　県道改修促進について（平方東宗線、柿木蒲生線）
○国の行なう事業
5　中川改修促進について
6　四号国道の歩車道区分及び側溝の整備について
7　四号国道バイパス工事の促進について
8　緑地帯から一部区域除外について
○公営企業体の行なう事業
10　武蔵野線の早期新設について
11　行政区域内に入り込む電話局線の統一について

3日から 越谷 蒲生 局はダイヤル式に

自動式電話のかけ方

来る三月三日から越谷、蒲生の電話は、自動式電話となり、電話番号も市内局番6がつきすべて五ケタになります。

いままでの磁石式では、交換手が相手の電話につなぎましたが、自動式電話はあなたがダイヤルをまわすだけで市内の加入者とお話しすることができるようになります。

ダイヤルのまわし方と電話の音

まず、おつかいになるときは、送受話器をとりあげ、受話器を軽く耳元へあててください。

発信音＝ツーンという軽い連続音が聞こえます。これはサアどうぞダイヤルをお回しくださいという合図です。

ダイヤルのまわし方＝人差指を数字の書いてある穴に入れ、正確に指止めまで回して自然に離してください。途中で離したり、無理に戻したりしますと間違ったところへかかってしまいます。

呼出音＝ダイヤルを回し終ったとき、ツー、ツー、という長めの断続音が聞こえます。そのままでお待ちください。

話中音＝ダイヤルを回し終ったとき、プーッ、プーッという短めの断続音が出ることがあります。これはお話中という合図ですから、受話器をもとのところにおき、しばらくしてからおかけください。

市内通話のかけ方

市内通話をおかけになるときは、次のように必ず市内局番「6」をまわし、つづけて相手の加入者番号をまわしてください。「0」も番号のうちですからお忘れなく。

6—××××
（市内局番）（加入者番号）

なお蒲生局の電話は、越谷局と合併されますので、越谷局と同一の市内通話となります。

市外通話のかけ方

市外通話は、かけるところによって次の方法に別れます。

	（市外局番）	（市内局番）	（電話番号）
草加	〇四八九	二	××××
春日部	〇四八七	五	××××
東京	〇三	×××	××××

以上の地域への通話は市内通話のように、自分でダイヤルするだけでつながります。

はじめに相手局の市外局番につづけて、先方の市内局番・電話番号をダイヤルすればつながります。

また草加、春日部、東京から越谷へおかけになる場合は次のようになります。

（局名）（市外局番）（市内局番）（電話番号）

越谷　〇四九　一六　××××

即時通話＝即時通話のできる地域は次の通りです。

浦和、蕨、川口、所沢、狭山、川越、武蔵野三鷹、調布、田無、立川、国立、日野、昭島、青梅、八王子、相模原、町田、国分寺、小金井、府中、東村山、横浜、川崎、日吉中原、溝口、登戸、藤沢、茅ケ崎鎌倉、横須賀、逗子、三浦、柏野田、松戸、船橋、習志野、市川千葉、五井。

以上の地域への通話は（一〇八番）へ申込みください。

また、小田原、箱根、湯河原、国府津への通話は（一〇三番）へ申込みください。

ダイヤルすると交換手がでますから、先方の局名・電話番号と、あなたの電話番号をつげ、そのままお待ちください。

待時通話＝ダイヤル直通、即時通話地域以外の全地域への通話（一〇六番）へ申込みください。

ダイヤルすると交換手がでますから、先方の局名・電話番号と、あなたの電話番号をつげて、いったん送受話器をかけてお待ちください。先方の方が出ましたら、局から改めてお呼びします。

〇…以上が越谷局における自動式電話、かけ方のあらましです。

（越谷電報電話局）

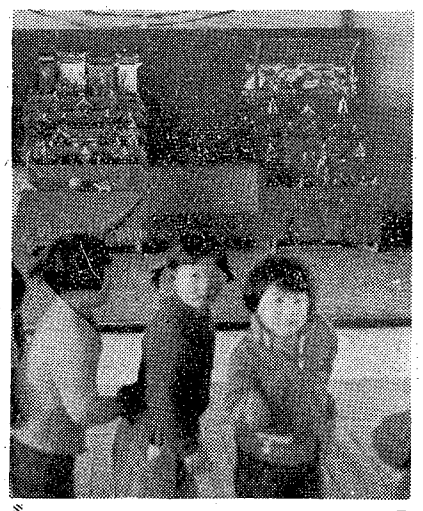

大袋保育所に
ひな人形おくられる

三月三日のひなまつりを間近かに、大袋保育所にひな人形二組がおくられ、子供たちは一足早いひなまつりに大喜び。このひな人形をおくってくれた方は古川弘さん（越ケ谷四六八四）と木村新太郎さん（恩間）の二人です。

汲取りは必ず処理券で

市内局番「6」を

みなさんのご家庭のし尿処理については、許可業者と、農家の方々をもって会員組織をつくり、し尿のくみ取りを行なっております。会員には「喜ばれる会員」をモットーに業務を行なっておりますがまだまだ満足のいかない点がたくさんあるかと思います。市としてはし尿処理についてはみなさんにご満足のいただけるよう努力しておりますが、次のような点についてはとくに各家庭のご協力をお願いします。

「現金取引きはしない必ず汲取り券で」

し尿の汲取料は必ず券で支払うことに規定されておりますが、まだ一部の会員と、一部家庭で「現金取引」がなされているようです。このような現金取引きは市条例違反でもあり、また組織の運営からもよくありませんから、現金取引きは絶対にやめてください。

「現金を要求されたら」

もし汲取りのときに現金を要求する会員がありましたら、ご遠慮なく市役所 衛生 課へご連絡ください。

（衛生課）

〇…土地立入にご協力を

電線除却工事のため

きぬ川上越の電話線用のケーブルを除却するため二月二十五日から三月十日まで、次の地域に関係者が立ち入って工事をしますので、地元の方々のご協力をお願いします。

土地立入地域、蒲生、登戸、伊原、麦塚、平方、大泊、上間久里、下間久里、大里、大房

スピーカー

商工会だより

商品の比較

お客に商品を見せる場合二つの品を比較して見せるという方法があります。二つの品を実際に目で確かめさせるやり方で、「大きいのと小さいのとございまして、大きい方がお徳用でございます」と言葉だけでいっても、お客はどのくらい大きいのか、どのくらい徳用なのかわかりませんが、実際にケースの上に二つ並べて見せればよくわかります。さらに、二つの品を比較して見せることは、客単価の引き上げに役立ちます。千円の品と千五百円の品と並べて見せます。だが千五百円の方にはかり主力をおいてはいけません。千円のより千五百円の方を売った方が売り上げが大きくなるのは当然ですが、あまり千五百円の方にこだわると、お客はその魂胆が見えすいているようで不愉快な感じがします。一応、千円のも良い品だとお奨めしておいて、こういうのもありますと千五百円のも見せれば、お客はふところの許す限り、千五百円の方に購買欲を動かすように自然になってきます。もちろん千円の方を買われても感謝すべきです。

37年分の確定農業所得標準きまる

水田は24,039円

三月は納税申告の月です。所得税や住民税の申告にあたり、農業所得者のために農業所得標準についてお知らせしましょう。

税務署では、農業所得者で所得税の確定申告をする人が年々少なくなっているため、ことしから農業所得標準の作成を中止することになりました。これにかわって市町村が自から調査決定するために、埼葛農業所得事務協議会が結成され税務署の指導のもとに農業所得標準を決めることになりました。この協議会から示された越谷市の農業所得標準はつぎの通りです。

今年は水田にあっては、作況がよかったこと（増収と災害が少なかった）米価が引き上げられたことまた普通畑にあっては漬菜のぼう落はあったが、一月から十月までよかったので平均すると前年よりよく、水田、普通畑とも前年よりも所得が増加しております。田寒作については収穫期の長期降雨の被害をうけたので前年より低下しております。それでは当協議会が調査した管内の平均と、前年税務署で調査した基準地について比較し、一応どのくらい反当たりの所得が増加したか調べてみますと…

水田では三十六年より三、一八一円多い二四、〇三九円であり、二毛田では一七五円少ない五、六三七円です。普通畑では四、一一六円多い二五、四四五円となっています。それでは必要経費を差引いた越谷市の水田、二毛作、普通畑の反当たり所得標準はつぎのとおりです。

❶管内の平均必要経費

水田七、九四八円、二毛田四、五一七円、普通畑九、六〇五円

（単位円）

	水田	二毛作	普通畑
公租公課	公課	10	三六
種苗代	三三	二三	一三

❹特殊田、畑

	水田（一反当り）	三六、五〇〇円
	くわい田（〃）	三二、〇〇〇円
	梅畑（〃）	二八、〇〇〇円
	花卉畑（〃）	六七、〇〇〇円
	フレーム（一坪当り）	一、七〇〇円

1	畑、普通畑	六、一〇〇円
2	二毛田	三、二〇〇
3	乳牛（一頭当り）	五八、八〇〇円
1	梨畑（成本一反当り）	二三、一〇〇円
2	桃畑（〃）	二二、四〇〇円
3	乳牛（一頭当り）	五八、八〇〇円

❺副業所得

乳牛めす仔牛（一頭）		一、三〇〇円
〃おす〃（〃）		一、三〇〇円
肉用豚（〃）		一、〇〇〇円
養豚（二産）		七、〇〇〇円
仔豚（一頭）		四〇〇円
むしろ（農業用一枚）		一五円
〃（荷造用一枚）		一〇円
かます（一枚）		三一円
わら縄（十ﾒｰﾄﾙ）		二〇円
政府買入米俵（一俵）		一〇〇円

❻養鶏

三〇〇羽以下（一羽当り）二五〇円
三〇〇羽～五〇〇羽以下（一羽当り）二〇〇円

標準外の特別経費

標準外の特別経費としてつぎのものが控除されます。

❶役牛馬❷雇人費❸耕うん機❹農用自動車❺水利組合費、土地改良費❻農作物の被害。

農業所得の計算上経費とは別に予約売渡数量に対する減税措置一俵当り四四〇円（右一、一〇〇円）を控除する。

新春俳句大会ひらく

越谷市俳句連盟主催による新春俳句大会は、去る二月十日市役所会議室でひらかれ次のものが入賞しました。

一位（市長賞、連盟会長杯）
メモ持って買いに来る子やちょっぴり雪　古庄陽炎

二位（議長賞）
鉄骨の影負い女冬田打つ　本間清

三位（教育委員長賞）
水甕の亀裂底まで寒徹す　永瀬杜史

四位（教育長賞）
墓の上に海荒れており猫柳　鎌田容克

五位（連盟会長賞）
母の忌や茜をまとう冬欅　松沢嘲子

六位
襟巻の中に声して妻帰る　飯島日精

七位
寒旱屠場の捨て血むらさきに　渡辺渡

八位
野菜籠と少女一点雪あかるし　林火声

電話番号が変わります

越谷局（0489）

越谷市役所本庁 会計課 教育委員会事務局 教育会祉事務所 議福	6—3111
産業課	6—2853
農業委員会	6—2530
北越谷区画整理事務所	6—5758
市立図書館	6—3758
越谷浄水場	6—2559
大袋浄水場	6—2755
越谷消防署	6—2866
大袋保育所	6—2853
蒲生保育所	6—3942

（火災、救急車の連絡は　局番なし—119）

越谷警察署	6—2813
	6—5262

（警察への急報は　局番なし—110）

小学校の電話番号（越谷局0489）

越谷小学校	6—3571
大沢小学校	6—5253
大袋小学校	6—5806
荻島小学校	6—5878
出羽小学校	6—2030
蒲生小学校	6—3042
増林小学校	6—2780
新方小学校	（松伏局）1616
桜井小学校	（04875）3057
大相模小学校	（吉川）6066

中学校の電話番号（越谷局0489）

央中学校	6—3579
中羽中学校	6—2030
出東中学校	6—2366
南中学校	6—3016
北中学校	（04875）2892
荻島中学校	6—2851有線放送で連絡

商店改装のアンケートとる

商工会では二月末現在で市内商店三百五十戸を対象に、店舗改装のアンケートをとることになりました。

この店舗改装のアンケートは、改装に要する資金の融資や、商店街の美化をネライに行なわれたもので、各商店での改装の時期、予算その資金の問題などを具体的に調査して希望者には積極的に融資などの斡旋を仮きかけるものです。

第71読書会

とき　三月十七日午後一時から
ところ　越谷市立図書館
▽メリイ著「二重の誤解」

旧軍人恩給、加算による受給権者はお早く申し出ください

旧軍人恩給法並びに加算による恩給受給権者で、まだ請求のしていない方は市軍人恩給連盟、あるいは福祉事務所へお申し出ください。該当者は早く手続きをしないと時効となりますからご注意ください。

生ワクチンの投与

ポリオ予防のための生ワクチンの投与は下記の日程で実施されます。この生ワク投与に該当する者は昭和24年4月10日から29年3月31日までに生まれた小・中学生と、昭和36年6月1日から37年11月30日までに生まれた幼児です。

（小・中学生は各学校で、一般幼児は下記の会場です。時間は午後2時30分から3時30分まで）

3月4日	越ケ谷小学校	3月8日	出羽小学校
〃 5日	大沢小学校	〃 8日	蒲生小学校
〃 5日	新方小学校	〃 8日	川柳地区は蒲生小学校
〃 5日	桜井小学校	〃 11日	大相模小学校
〃 6日	大袋小学校	〃 11日	増林小学校
〃 7日	荻島小学校		

固定資産課税台帳をご覧ください

3月1日から20日まで市役所で

土地や家屋および償却資産（これらを総称して固定資産といいます）の税金は、毎年一月一日現在で評価した価格に、税率をかけて算出されますが、この固定資産課税台帳の縦覧がことしも三月一日から二十日までの間、市役所税務課で行なわれます。この台帳価格は昨年と同じ価格で昭和三十八年まで据え置かれるわけです。ただし分筆、合筆、地目変換などのあった土地、あるいは新築、増築、改築などの家屋の異動のあったものについては、一月一日現在で評価しております。この評価額についての異議申し立ては三月三十日まで受け付けることになっておりますが、異議の申し立てによる審査の請求は、ことしの一月一日現在で異動のあったものしかできません。みなさんの十分納得のできる納税のためにこの期間中ぜひ一度自分の固定資産価格をみておきましょう。